



交通安全ニュース

令和 8年 4月

第181号

(一社) 滋賀県トラック協会 安全環境委員会

トラックの安全運行の徹底

3月20日(金)午前2時20分ころ、三重県亀山市の名神高速道路下り線の野登トンネル内において、大型トラックが工事のため渋滞していた列の最後尾に追突し車両火災が発生(関係車両4台)、この事故により、追突された車両の乗員6名が死亡するという誠に痛ましい事故が発生しました。



輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も重要です。

トラックの安全確保を徹底するため、事業者は、運行管理業務を再確認し、次に掲げる事項について改めて徹底し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施していただきますようお願いいたします。

- 運転者に対して、確実に点呼を実施し、安全な運転をすることができないおそれの有無について確認するとともに、必要な指示をすること。
- 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全な運転をすることができないおそれがある運転者を乗務させないこと。
- 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づき、運転者に対し、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること。

自転車への「青切符」制度の導入

2026年4月1日から、自転車の違反に新しい制度が導入されます。

反則金制度: 自転車の運転者が違反をした場合、交通反則告知書(青切符)が交付され、反則金を納付することで刑事手続きが行われず、前科もつきません。



対象者: 16歳以上の運転者が対象となり、16歳未満には原則として指導警告が行われます。

違反内容: 歩道を走行したり、スマホを見たりする行為が数千円から1万2,000円の反則金対象となります。

違反の種類: 合計113種類の違反が対象となり、違反履歴は警察に記録され、繰り返すと講習命令や刑事罰の可能性がります。

目的: 安全で安心な自転車利用を促進するための制度です。

この新制度により、自転車の交通ルールが厳格化されることとなります。

しかしながら、自動車運転手側にも「十分な間隔を空けずに自転車の側方を通過した場合」は違反となる法改正となっています。

自転車側にも「後方から自動車が接近し追い越そうとしていることを認識した場合、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければならない」という被側方通過車義務違反という新たな規定も設けられます。

ドライバーはハンドルを握るとき「自転車は邪魔だ」という意識を捨てて、「共存すべき道路利用者」として認識することが求められています。